

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2022年10月26日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター 契約担当役 所長

調達件名	2022年度青年研修「環境管理（行政と住民の協働による廃棄物管理）」に係る研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間 （予定）	2023年1月10日から2023年3月31日まで
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	公益財団法人 横浜市資源循環公社
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認 書提出期限	2023年11月9日 正午まで
契約担当部署	横浜センター 研修業務課 電話番号：045-663-3221 メールアドレス：yicctt1@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による

<p>独立行政法人 国際協力機構 契約事務取扱 細則参加資格</p>	<p>応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。</p> <p>(1) 当該契約を締結する能力を有しない者</p> <p>(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者</p> <p>(4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者</p>
<p>情報の公表について</p>	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」</p> <p>https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>

以上

2022年度青年研修「環境管理（行政と住民の協働による廃棄物管理）」
に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下「JICA 横浜」という。）は以下の業務について、以下のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた廃棄物管理分野の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人 横浜市資源循環公社（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。
です。

特定者は、長年にわたり廃棄物収集から焼却・最終処分まで一貫した廃棄物処理に携わっており、廃棄物管理に関する技術専門性、当該分野の人材育成の知見を十分に有しています。また、本研修の協力機関である横浜市、同関連機関及び多くの廃棄物管理・処理関連企業・団体との協力関係やネットワークを活用して、研修プログラム案の策定や講師、視察先の選定等、本研修に係る業務を適切かつ確実に実施する能力も有していることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。また、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

記

1 業務内容

業務名：2022年度青年研修「環境管理（行政と住民の協働による廃棄物管理）」に係る研修委託契約

- (1) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (2) 実施期間（予定）

遠隔研修：2023年2月21日から2023年3月15日（技術研修日数：16日間）

- (3) 契約履行期間（予定）：

2023年1月10日から2023年3月31日まで

2 応募資格

- (1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

 - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業

者編) (平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等 (※1) を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 「特定個人情報等」とは個人番号 (マイナンバー) 及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野 (金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野) の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2022 年 11 月 9 日 (水) 正午
	提出場所	JICA 横浜 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式 (写し可)
	提出書類	参加意思確認書 (別紙 3)、同確認書で提出を求められている資料等

	提出方法	メール又は郵送
(2) 審査結果の通知	通知日	2022年11月16日(水)
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 横浜 研修業務課
	請求方法	メール又は郵送
	請求締切日	2022年11月23日(水)
	回答予定日	2022年11月30日(水)
	回答方法	メール又は郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

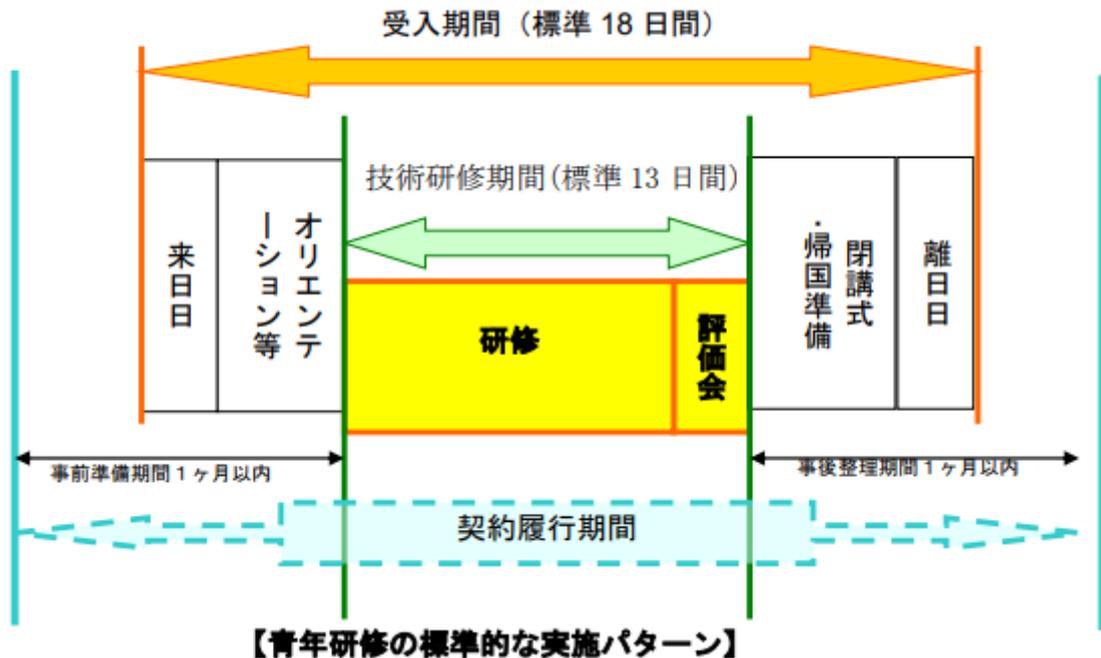
以上

2022 年度青年研修「環境管理（行政と住民の協働による廃棄物管理）」
研修委託契約 業務概要

1. 青年研修事業について

青年研修事業は、開発途上国の将来を担う青年層（20 歳～35 歳程度）を日本に招き、それぞれの国における開発課題（行政、教育、農業、社会福祉、経済、保健医療、環境及び情報通信など多岐にわたる専門分野）について日本の経験、技術の基礎的理解を付与する研修を行い、将来の国づくりを担う人材の育成に協力する事業です。

研修の実施においては、JICA が先方政府との調整等全体管理を行います。日本国内における実際の研修プログラムの実施・運営は、上記の専門分野において専門的な機関とのネットワークや地域の特色を活かして研修成果を着実に得ることができる団体が、JICA との業務委託契約を締結することにより、実施しています。研修プログラムは、各地域の特性、専門性を活かした講義や視察、実習のほか、同じ専門分野に携わる同世代の日本人関係者との意見交換会などから構成されます。



以上のように、例年は途上国の青年を日本に招へい（来日）して実施しますが、本年度は、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大の影響を踏まえて、日本への招へいを行わず、インターネットを利用したオンラインによる遠隔研修により、アフリカ諸国の青年に対して研修を実施します。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：2022年度青年研修「環境管理（行政と住民の協働による廃棄物管理）」

(2) 技術研修期間（予定）

【遠隔研修】2023年2月21日から2023年3月15日

（技術研修日数：16日間）

(3) 研修員（予定）

1) 定員：10名

2) 研修対象国：

ザンビア、ジンバブエ、セネガル、ボツワナ、マダガスカル、南アフリカ共和国、南スーダン

3) 研修対象組織・対象者：

ア. 中央・地方政府（小規模自治体を含む）関係機関において廃棄物管理に携わる若手行政官

イ. 3年以上の廃棄物管理の経験、またはこれと同等の専門的知識を有する者

ウ. 研修に十分な英語力を有する者

(4) 研修使用言語：英語

(5) 研修の目的：

【研修の目標】

日本・横浜の廃棄物管理に関する基礎的な制度や技術に関する知識を習得し、自国の課題解決に向けた意識が向上することで、廃棄物管理能力が強化される。

【研修で達成される成果】

① 日本、横浜市の廃棄物管理の概要を理解する。

② 自治体と住民の協働による、街をきれいにする取り組み（決められた場所への排出、確実な収集、ごみ減量・分別推進）を理解する。

(6) 研修方法

ア. 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫して下さい。また、研修員相互の意見交換やディスカッションへの参加を促し、参加型の講義とするよう留意して下さい。遠隔研修のため、受講環境、インターネット環境、必要機材なども確認の上、研修員によるアクセスが容易かつ自己学習しやすい教材を

作成して下さい。また、可能な限り研修員の自習進捗状況を確認し、受講漏れのないよう管理して下さい。講義については、質問対応等可能な限りフォロー体制を構築下さい。

- イ. 演習・実験／実習：講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、研修員が事業実施において参考となる知識・技術を習得できるように努めて下さい。なお、遠隔研修における演習・実習は困難ですが、代替手段の可能性があればこれを含めて提案願います。
- ウ. 見学・研修旅行：「演習・実験/実習」に同じ。
- エ. レポートの作成・発表：各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて研修終了後の問題解決能力を高めるよう努めて下さい。

当機構が実施するプログラムは以下の通りです。

ア. 集合ブリーフィング

事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常開始初日に実施します。

イ. 評価会及び閉講式

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023年1月10日から2023年3月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(3) 主な研修モジュール（参考） ※

① プログラムオリエンテーション

② 以下に係る講義・自習、実習、視察、討論

[事前活動]

研修員の責任地域における廃棄物管理の現状を分析したインセプションレポートの作成。

[遠隔研修]

以下の内容の講義、視察、演習、討論の実施。

ア) インセプションレポート（各国・都市の廃棄物データ、現行廃棄物管理計画、）廃棄物管理の現状等）の提出

イ) 日本、横浜市の廃棄物管理の概要

ウ) 自治体と住民の協働による、街をきれいにする取り組み（決められた場所への排出、確実な収集、ごみ減量・分別推進、環境教育）

- ③ 自国の現状と課題について、上記で修得した知識・技術との比較分析により把握し、その解決や改善に向けた提案をアクションプランに取りまとめ、発表・討論により理解を深める。

3. 委託業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する業務

- ① 研修カリキュラム、研修詳細計画書様式による日程案の作成ならびに関係先との調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 研修員選考会への出席（課題別研修のみ対象）
- ⑥ 当機構その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ 研修監理員との調整・確認
- ⑧ コースオリエンテーションの実施
- ⑨ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑩ 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- ⑪ 各種発表会の実施
- ⑫ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑬ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑭ 評価会への出席、実施補佐
- ⑮ 開・閉講式への出席、実施補佐
- ⑯ 反省会への出席
- ⑰ 講義、自習、見学の評価

(2) 講義（演習・実習）の実施に関する業務

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備（使用言語への翻訳・印刷製本を含む）・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 講義テキスト、参考資料の CD-ROM 化及び研修員への配布（使用許諾確認を含む）
- ⑥ 講義等実施時の講師への対応
- ⑦ 講師謝金の支払い
- ⑧ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

4. 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

5. 本業務に係る報告書等の提出

下記報告書等を各 1 部ずつ、技術研修期間完了後速やか（契約履行期間終了まで）に提出して下さい。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 以下の電子データを含む CD-ROM
 - ① インセプションレポート（カントリーレポート）
 - ② アクションレポート等研修員作成物
 - ③ 講義テキスト
 - ④ 業務完了報告書
- (3) 経費精算報告書

5. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を 2 名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（逐次通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上

参加意思確認書

年 月 日

独立行政法人 国際協力機構横浜センター
契約担当役
所長 中根 卓 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2022年度青年研修「環境管理（行政と住民の協働による廃棄物管理）」にかかる参加意思確認公募における応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：令和02年、03年、04年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)を添付してください。

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以上